

第 30 回大量導入小委への意見書

東京大学 岩船由美子

途中退出のため、意見を書面にて述べさせていただきます。

項目 1. オフサイト PPA

非 FIT/非 FIP で国民負担なしで再エネを増やせるのは望ましい方向だと思う。ただし、最初が肝心だと思うので、保安規制等はしっかり制度化してほしい。管理できないものが増えていくことだけは避けたい。系統に連系する電源の責任として、グリッドコード等で規定してもよいのではないか。賦課金対象から外す、ということはない方向と認識しているが、ルールの整合性を考えれば、今後は自己託送や自家消費における賦課金負担も議論されるべきではないか。

項目 2

日本では RE100 を調達したい事業者が、十分に調達できないという。しかし FIT 電気は 28 年度で年間 560 億 kWh 発電されており、P15 の第 3 回の買い入れ量 150 億 kWh を大きく上回っている。まずはこのギャップを早急に埋めるべきではないか。

論点 1. トラッキング制度の充実

FIT 電気は国民負担で維持されているものであり、本来、その情報は最大限活用される仕組みになっていなくてはいけない。発電所が紐づけできて FIT 電気に RE100 として価値が生まれるなら、誰にも悪い話ではないと思われるので、早急にルール化すべきではないか。また、海外で取引可能な RE100 の要件が何か、しっかり整理し、何の情報が必要かを示すべきではないか。ここは国際的に通用するものにしないといけないとおもう。

論点 2. 需要家による直接購入

今のような電気+RE100 証書を前提とした取引だと、電気自体ではなく、証書に環境価値があるのだ、ということが分かりにくい。RE100 証書だけが独立して取引され、電源に関係なく RE100 が達成できるのだ、という認識が高まるのは良いことだと思う。取引の柔軟性が高まり、より非化石証書の買い手が増えれば、国民負担の軽減につながる。

ただし、非化石市場が構築された起源が高度化法対応、ということとどう整合とるかは難しい。高度化法に対応しなくてはいけない小売事業者にとって、RE100 (非化石) 電気を買ってくれる需要家が減少する可能性がある。高度化法の制度設計にまで踏み込む必要があるのではないか。

論点3. 証書価格の引き下げ

P30の欧米との価格の比較が公平なのか吟味してほしい。海外では、例えばドイツではFIT電気でも環境価値を取り上げられないし、アメリカの再エネ電気もFITではないので、再エネ電気は環境価値を有しているだろう。発電源証明の価格は、あくまで認証や取引にかかるコストなのではないか。一方日本のFIT非化石証書は、環境価値を内包している。1.3円/kWhは、電気のCO2排出原単位をざっくり500g/kWhとすれば、カーボンプライスで、2600円/tに相当するわけで、いまのEUでの排出量取引価格と比べても決して高いものではない。RE100電気を調達するということは、環境価値に対価を払い、責任を負うということの意味しているのだと思う。環境によいことを志向する企業が、この程度を負担しないのは、矛盾していないか。

仮にこの比較がフェアだとしても、この非化石証書価格の海外との差は、ある意味、電気料金や再エネ発電コストの内外価格差と同じようなものである。国によりCO2削減限界費用も異なる以上、合理的な理由もなしに、その差を埋めるべきという議論にはならないはずである。

証書価格1.3円/kWhを引き下げるということは、国際競争する企業に恩恵をもたらすが、一方で国民負担の軽減に資すべき非化石市場の収入が減ることになる。一部の企業のために、国民を犠牲にする施策ともいえるのではないか。それを許容するためには、もっと丁寧な議論が必要と思う。

以上です。